

「新緑の樽前山」 画 札幌支部 神田 務 会員

平成14年5月25日発行 第250号 隔月1回25日発行

ぎょうせいしよし ほっかいどう

行政書士 北海道

2002年5月

No.250

〈 ホームページアドレス = <http://www.do-gyosei.or.jp> 〉
〈 メールアドレス = gyosei@mrd.biglobe.ne.jp 〉



ホームページコーナー

本会では前号でお知らせの通り、4月1日より独自ドメインによる独自運用サーバーを開設しました(<http://www.do-gyosei.or.jp/>)。また、会員のページを充実させ、申請用紙の無償ダウンロードができるようになりました。今後書式が追加されていく予定なのでご期待ください。5月1日より情報ボックスのID及びパスワードは、本開事務局にFAX、又はメールでお問い合わせ下さい。FAXにて新しいID及びパスワードをご連絡いたします。尚、お問い合わせには、支部名(区)、会員番号、氏名、FAX番号を明記して下さい。

本会ホームページに関するご意見・ご要望、または業務に役立つリンク先の紹介は本会(gyosei@mrd.biglobe.ne.jp)までメールにてお知らせください。今年度も引き続きホームページを活用いただけるようお願い申し上げます。

○支部統合のお知らせ

http://www.do-gyosei.or.jp/Sib_mess.htm

○岐阜県行政書士会飛騨支部HPをリンク集に掲載しました。

<http://www7.ocn.ne.jp/~gyosei/>

○札幌支部のたつみけいこ先生のHPをリンク集に掲載しました。

<http://tatsumikeiko.hoops.ne.jp/>

○札幌支部の篠原賢吾先生のHPをリンク集に掲載しました。

<http://www5.ocn.ne.jp/~horiuti/sinohara/index-frame.htm>

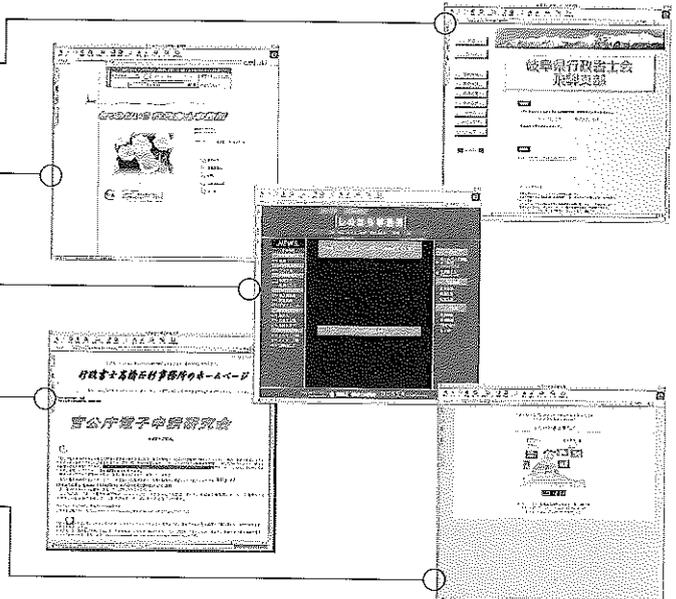
○旭川支部の高橋正利先生のHPをリンク集に掲載しました。

<http://www.jade.dti.ne.jp/~taiyoden/>

○室蘭支部の永石孝一先生のHPをリンク集に掲載しました。

<http://www7.ocn.ne.jp/~krtes-93/>

【ホームページ担当 西 直人】



電腦行政書士通信

今回電腦行政書士通信を担当する西です。今回は特集代理権で参考にしたホームページを中心に紹介します。

■社団法人 国際商事仲裁協会 <http://www.jcaa.or.jp/>
独立型ADRの一つ。ADRの講演や資料など多数あります。

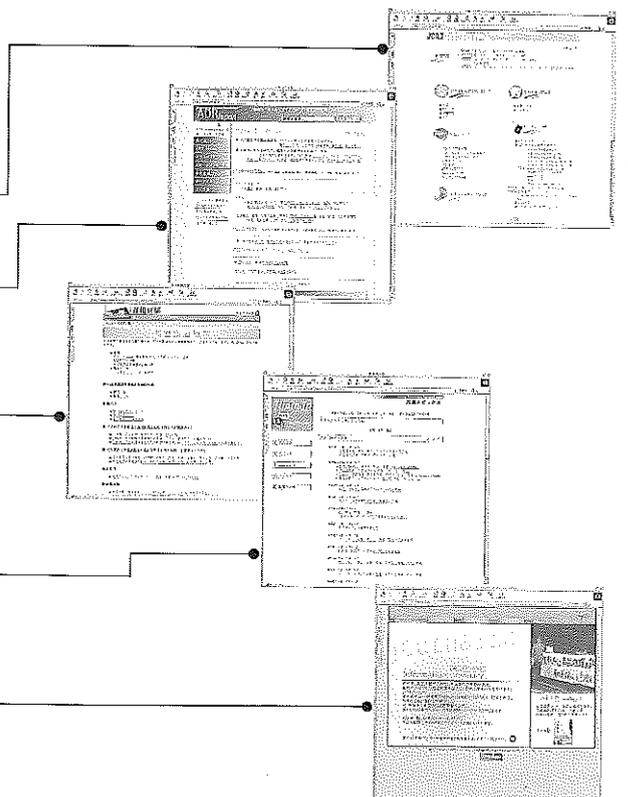
■ADR JAPAN <http://www.adr.gr.jp/>
ADRのポータルサイトです。独立型ADRが運営主体となっています。

■首相官邸 司法制度改革推進本部
<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/index2.html>
首相官邸のサイトから司法制度改革の動きをチェックしましょう。各検討会の議事録や配布資料を見ることができます。

■自由民主党政策トピックス
http://www.jimin.jp/jimin/fl/b_saishin00.html
特集代理権で触れた「21世紀の司法の確かなビジョン」の全文を見ることができます。

■柳原三佳ホームページ <http://www.mika-y.com/>
ジャーナリスト柳原三佳氏のホームページです。交通事故に関する著書が多数あり、交通事故や裁判制度に関するレポートが多数あります。

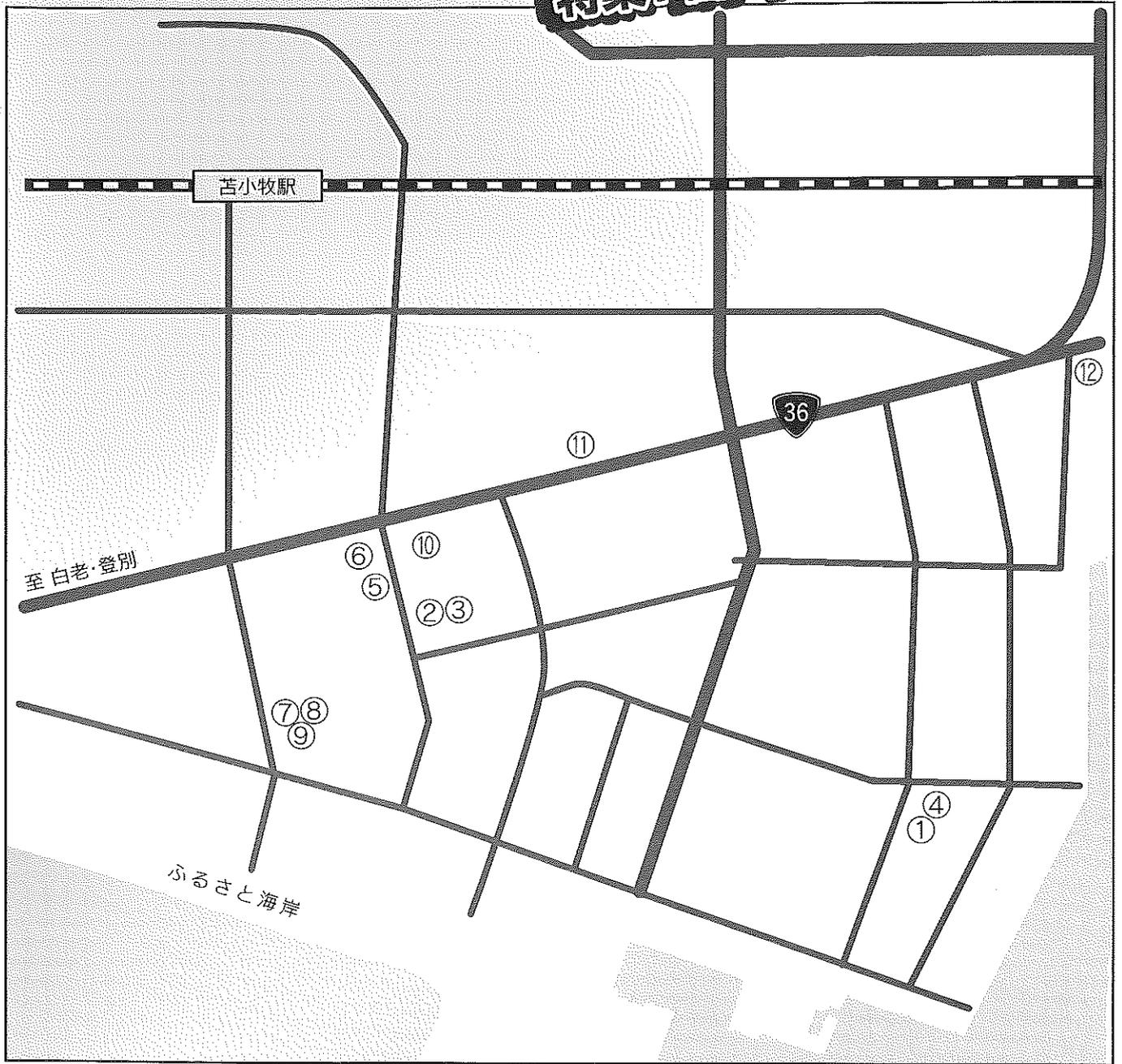
【文責 西 直人】





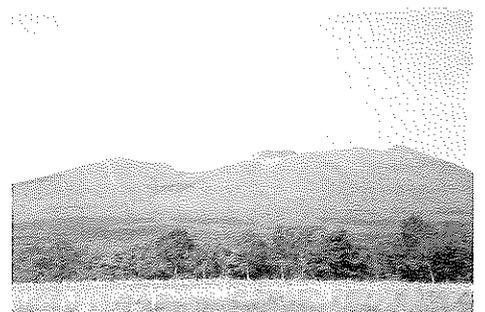
map

特集! 苫小牧

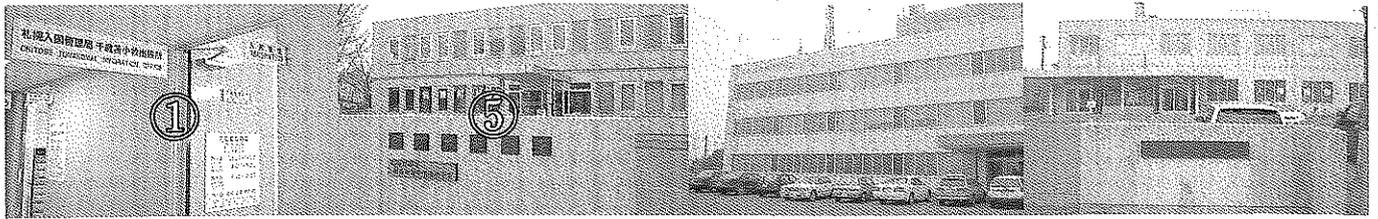


- ① 札幌入国管理局千歳苫小牧出張所
- ② 札幌法務局苫小牧支局
- ③ 苫小牧区検察局
- ④ 苫小牧税関支署
- ⑤ 苫小牧税務署
- ⑥ 苫小牧警察署
- ⑦ 札幌家庭裁判所苫小牧支部
- ⑧ 札幌地方裁判所苫小牧支部
- ⑨ 苫小牧簡易裁判所
- ⑩ 苫小牧市役所
- ⑪ 苫小牧社会保険事務所
- ⑫ ホテルイーストジャパン

アウトドアの季節が
やってきました!



樽前山

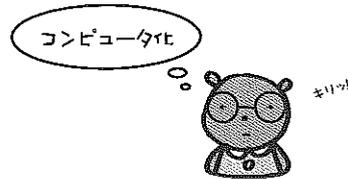


1

苫小牧のお役所

市役所周辺に警察署、税務署などが集まっています。受付案内はとても親切です。港湾合同庁舎にはハローワークや入管などが集まっています。法務局の管轄は、法人・不動産ともに、苫小牧市、白老町、厚真町、早来町、追分町、鶴川町、穂別町で、不動産はコンピュータ化されています。

- ① 札幌入国管理局千歳苫小牧出張所 …… 港町1-6-15 32-9012
- ② 札幌法務局苫小牧支局 …… 旭町4-4-9 34-7151
- ③ 苫小牧区検察局 …… 旭町4-4-9 32-3296
- ④ 苫小牧税関支署 …… 港町1-6 34-1953
- ⑤ 苫小牧税務署 …… 旭町3-4-17 32-3165
- ⑥ 苫小牧警察署 …… 旭町3-5-12 35-0110
- ⑦ 札幌家庭裁判所苫小牧支部 …… 旭町2-7-12 32-3295
- ⑧ 札幌地方裁判所苫小牧支部 …… 旭町2-7-12 32-3295
- ⑨ 苫小牧簡易裁判所 …… 旭町2-7-12 32-3295
- ⑩ 苫小牧市役所 …… 旭町4-5-6 32-6111
- ⑪ 苫小牧社会保険事務所 …… 若草2-1-14 36-6131

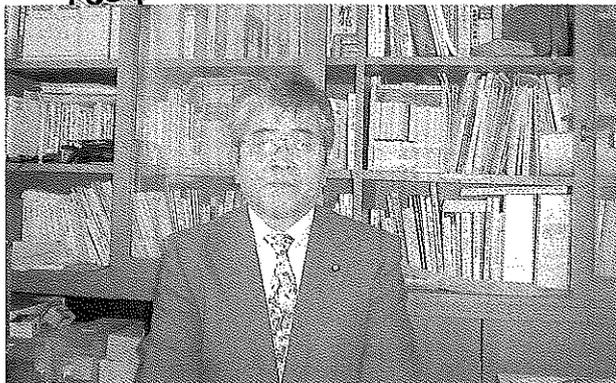


2

潮風薫る苫小牧支部にお邪魔しました



対応してくださったのは、副支部長の清野甲次先生です。



苫小牧はどんなところ？

苫小牧は、工業都市で労働者の街なんです。炭鉱が閉山したときに炭鉱労働者が苫小牧に集まり、港湾の労働に従事したという歴史があるんです。苫小牧市の人口はだいたい17万人で、ここ1、2年は停滞しています。

苫小牧と言えば……。うーん、港があって、王子製紙があって、アイスホッケーが盛ん、かなあ。あとは、ウトナイ湖がある。ハスカップ、ホッキ貝。港があってフェリーが発着するんだけど、観光客は素通りしてしまうんだね。どうにかして苫小牧で滞在してもらいたいんだけど。気温はそれほど低くはないんだけど、風が強いから体感温度が低くなるんです。

苫小牧支部はどんな支部ですか？

胆振管内に苫小牧支部と室蘭支部の2つの支部があります。20年くらい前に、それまで1つの支部しかなかったところに苫小牧支部ができたと聞いています。会員数は現在37名

です。支部長は玉木喜久子先生です。もう1人の副支部長は、本会の理事でもある佐藤文則先生です。

40名弱の会員のうち実際に業務を行っているのは6割くらいじゃないだろうか。そのなかで行政書士専門は1人くらいしかいないと思います。隣接法律専門職以外の事業と兼業しているのが2人くらいかな。残りはすべて隣接法律専門職との兼業者で、社労士との兼業者が一番多いんです。兼業者の9割を占めているんじゃないかな。

社労士との兼業者のほとんどが57年以前の登録組です。資格試験に合格して社労士になった試験組ではないので、社労士という意識は試験組のそれとはちょっと違うんじゃないかな。もともとが行政書士なわけだからね。

支部の動向は？

会員数は少しずつ減っています。会員の高齢化も進んでいますね。会員名簿でみると、俺の下には8人しかいない。俺？登録は昭和61年です（苦笑）。

支部の研修体制はどうですか？

支部としては、年に3回の研修を開催しています。1つは建設業許可申請に関連するもの。1つはコンピュータ関連。あとの1つはいろいろな分野をやるんだけど、去年は本会理事の篠原賢吾先生をお招きして民事関係の研修会を開催しました。

支部長はどんな人ですか？

玉木支部長は、苫小牧の名士ですね。商工会議所の婦人会や国際ソロブチミストの会長などを務めたりしています。

支部の特徴を教えてください！

特徴ねえ・・・（笑）。う～ん、車庫部会があることか

なあ。支部に車庫証明を担当する部会があって、そこで業務についていろいろとやっていますね。

他支部との交流はありますか？

支庁や陸運局の管轄が一緒なので、室蘭支部と日高支部との交流が深いです。

会員の主要な業務は何ですか？

都会の行政書士のように、事務所の専門を設けて、たとえば風俗営業とか建設業とか、産廃、在留資格とかね、それだけでやっていくわけにはいかないね。どうしても「よろずや」的に何でもこなさなければならない。昔の会長（日向寺先生）は「都会の事務所は専門店。田舎の事務所はコンビニ」とおっしゃっていたけれど、まさにそのとおりですね。いろんな案件がきますから、どんどん対応していかなければならないんです。

主な業務は、建設業許可、自動車登録、車庫証明、会社設立、社労業務などでしょうか。あとは何でも（笑）。それこそ在留資格認定証明申請から風俗営業とか、何でもやらなきゃならない。

社労士会との連携

支部の理事は11名いるんだけど、そのうち7名が社労士会の支部の理事でもあるんです。そんなわけで、去年は社労士会と合同で相談会を実施しました。これは盛況だった。

今後も継続していきたいですね。最初に言ったように、57年以前に登録した会員が多いので、社労業務にも対応できますが、支部として連携していきたいです。

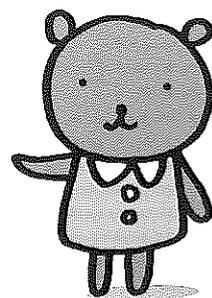
清野先生、本日はお忙しいところありがとうございました。

（取材・文責 田中 浩貴）

ハナショウブの花言葉は
優しい心と優雅な心



次回は日高支部に
斎藤秀一編集委員がお邪魔します。
面白い情報や美味しい店など
ありましたら是非教えてください!!



ADRと改正行政書士法

会報編集委員会

はじめに

改正行政書士法（平成13年 法律第77号）の施行まであと1ヶ月となりました。特集代理権としていままで3回の連載をし、前号の「上級編」にて一通り終了しました。その間、会報編集委員が手分けをして文献を掻き集め、編集会議以外に勉強会の席を設けたりしました。私たちもまだまだ勉強不足であるといった感も否めませんが、その結果として前回までのような記事という形になって現れたこと、また会員の皆様からの反響が私たち会報編集委員にとって何よりも喜びであります。

今回は番外編としてADRを取り上げます。司法制度改革の中で盛んに叫ばれているADRの活用。行政書士法の改正に関する文献で目にする機会の多いADR。ADRとはいったいどのようなものなのでしょうか？私たちの業務との関連は如何なるものなのでしょうか？そして改正行政書士法との関連はどういったものなのでしょうか？

one

1

ADRとは何か

ADR (Alternative Dispute Resolution) とは、日本語で代替的紛争処理もしくは裁判外紛争処理と訳されます。ADRというと何か構えて考えてしまいがちですが、例をあげて考えてみましょう。

- ① 大岡裁きの「三方一両損」
- ② 千葉すず選手がスポーツ仲裁裁判所に日本水泳連盟を提訴した例
- ③ 球団提示の年俵を不服としプロ野球選手がコミッショナーに調停を申立てた例

上記の例などを思い浮かべると分かりやすいと思われまます。

さて、ここでADRを定義しておきましょう。ADRとは、中立的な第三者が関与する裁判以外のすべての紛争解決手段ということができます。

2000年11月20日に発表された司法制度改革審議会「中間報告」において「事案の性格や当事者の事情に応じた多様なADRは、司法を国民に近いものとし、紛争の深刻化を防止する上で大きな意義を有する」と述べたうえで「ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充活性化を図っていくべきである」と主張するにもかかわらず、それと同時に、「国民がより利用しやすい司法を実現するためには、まず司法の中核たる裁判制度について、これを拡充し、国民にとって一層利用しやすくしていくことに格別の努力を傾注すべきことは当然であり、あくまで「これに加えて」ADRの拡充促進はなされるべきだと述べています（注1）。

このように、司法制度改革においてADRの重要性を認めていますが、その一方で裁判の補完的且つ副次的な性格について宣言しています。その副次的な性格により、ADRと裁判制度とを比較しその拡充について批判的な意見もありますが（注2）、司法制度改革における中心的課題は「国民に分かりやすく利用しやすい司法制度を構築すること」でありますから、ADRの拡充推進は国民にとって重要であることには変わりはないのではないかと考えられます。

ADRの特徴と日本のADRの現状

ADRは通常の裁判と比較して迅速・簡易・廉価・非公開という特徴があります。裁判はその源泉を「法の支配」に置くが、それに対してADRは「私的自治」にそれを置いています。司法制度改革審議会意見書は、ADRが期待される理由を厳格な裁判手続と異なり、

- ① 利用者の自主性を生かした解決
- ② プライバシーや営業秘密を保持した解決
- ③ 簡易・迅速で廉価な解決
- ④ 多様な分野の専門家の知見を活かしたきめ細かな解決
- ⑤ 法律上の権利義務の存否にとどまらない実情に沿った解決を図ること等

その柔軟な対応の可能性を示唆しています。現状でのわが国のADRの特徴は、国が中心となって、裁判制度の中でADRを国民に提供しているところにあり、裁判所内の調停の多さと比較し、裁判所外のADRの利用が極めて少ないところにあります（裁判所が取り扱う訴訟件数の約4割が調停であるが、裁判所外のADR取り扱い件数はADR総計の約1%程度）。なぜこのような現状なのでしょう。考えられるものとして一つには宣伝が足りないといったことがあります。裁判所中心、訴訟中心といったところが現状であります。また、ADR批判論者がよくいうことですが、ADRには執行力がなく、また時効による中断がありません。こういったことがADRの活用を妨げているのではないかと考えられます。わが国のADRは、設置主体を基準として分類すると大きく4つに分類されます。以下それぞれの分類に基づいて特徴を考察していくことにします（注3）。

1. 司法型ADR

裁判所が提供するADR。法律上の根拠を有する。民事調停・家事調停や和解（裁判上の和解、即決和解、簡裁における起訴前の和解や系属後の和解など）のことをいう。調停手続は調停委員会によって進められ、成立した合意は裁判所がチェックして調書化し、確定判決と同一の効力を付する（民調法16条、民訴法267条）。調停に要する費用は非常に安く、調停委員会が積極的に解決案を提示し合意成立を進めるため、合意成立率が比較的高い。調停で合意が成立しなくても主任裁判官が調停に代わる裁判をする制度（民調法17条）がある。和解に関しては最終的な判決権限を有する受訴裁判所による合意の勧誘であり、ともに強制力を背後に備えたADRといえる。

2. 行政型ADR

行政委員会や行政サービスの一環として設けられているもの。その分野は6つ（労働、環境公害、消費者問題、製造物責任関係、建設紛争、住宅品質保証）に分類され、それぞれ労働委員会、公害等調整委員会、国民生活センター・消費生活センター、建設工事紛争審査会、住宅紛争処理支援センター・市営住宅紛争処理機関がある。行政型ADRの特徴として相談利用率の高さがある。しかしながら、相談によって紛争が法的解決に至ったのかについては不透明な部分がある。また、運営主体があくまで行政側という点でADRとしての中立性に関して疑問視する部分もある。

3. 業界型ADR

製造物責任法の施行に伴い、訴訟よりも費用や時間のかからない権利実現方法として設立されたもの。

商品のジャンル別に、メーカー共同で設立されている（化学製品PLセンター、家電製品PLセンター、財団法人自動車製造物責任相談センター、住宅部品PLセンター、消費生活用製品PLセンター、日本化粧品工業連合会PL相談室など）。業界型ADRに関して、企業側のメリットは顧客と訴訟手続で争わずに済むという営業上のメリットがある。また、顧客側のメリットとしてほぼ無料で相談・斡旋・原因究明のための手続を利用できるというメリットもある。業界型ADRはメーカー共同で設立・運営されていることから、紛争の当事者が主催していることになり、中立公正性の保障が重要な問題になる。そのため多くのADRがこの点を配慮し、調停などの手続主催者には外部の法律専門職や学者に委嘱している。

4. 独立型ADR

国際商事仲裁協会や日本海運集会所、各地の弁護士会による仲裁センターや工業所有権仲裁センターといった弁護士会や弁理士会が独自に設立・運営するADR。独立型のADRの特徴として、その他のADRが無料か各目的費用で済むのに対し、制度維持のために実質的な手数料を要求せざるを得ない点がある。また、日本海運集会所以外のADRは主催者が法律専門職であることから、裁判手続化する傾向がある。

three

3 ADRと裁判との比較

では、ADRと裁判とではどのような点に違いがあるのでしょうか。主な違いは次の点が考えられます（注4）。

第1に、裁判は原則的に勝ち負けかの二元論で解決されるが、ADRは多様な紛争処理が可能である。

第2に、裁判は要件事実主義であるが、ADRは様々な事情を考慮することが可能である。

第3に、裁判は三段論法（主張→証明→判断）であるが、ADRは必ずしもそれにこだわらず、様々な試みをすることができる。

第4に、裁判は因果律に従うが、ADRはそれにこだわらずに紛争処理を行うことが可能である。

第5に、裁判は請求権の形を必要とするが、ADRは請求権という形に整っていない場合にも対応することが可能である。

裁判と仲裁を比較すると、裁判は法解釈に基づく判決がなされるが、仲裁は取引関係などの実態を踏まえた判断がなされる。裁判は、裁判官の選任をすることはできないが、仲裁は仲裁人を選任することができる。また、裁判は三審制が原則であるが、仲裁は一審制が原則である。裁判と仲裁の間ではこのような違いがあるが、最も重要な点は、裁判は公開が原則であるが、仲裁は非公開で行うことができるという点である。この非公開の原則では、特許権・実用新案権・意匠権・商標権などの「知的所有権」の紛争のときに効果を発揮する。『知的財産権には企業戦略をめぐる争いなどが多く、早期に解決しなければ、実際には役に立たないという問題が起きる。新規開発した技術を盗まれた場合などは、早く解決しないと企業の競争力が奪われてしまう。裁判でやっていると間に合わないのである。一方で、企業活動は裁判のように「黒白」をつけなくとも、双方が譲り合って円満に解決すればいい、というケースもある。』（注5）

four

4

民事における二割司法

民事における二割司法という言葉があります。この意味は民事紛争に悩んでいる人の8割が、何らかの理由のため裁判所に訴えないということです。考えられる理由として、費用がかかる・時間がかかるなどが考えられますが、裁判制度に対する不満というものもあります(注6)。そこで政府が期待しているのは、ADRの拡充を図り、二割司法を解消して、統治機能を補完してもらいたいということです。ADRは裁判所の弱い部分を量的・質的に補完するものでありますから、ADRの拡充は裁判に対する悪いイメージを変えるのかもしれませんが、なぜなら、紛争当事者にとって裁判であるかそうでないかが重要なのではなく、紛争当事者にとって満足のいく紛争解決をしてもらいたいというのが重要なのですから。

five

5

諸外国のADRとの比較

ドイツは、司法へのアクセスが容易でADRの実績は乏しいと考えられてきました。しかし、裁判所の窓口で配布されている小冊子ではADRの利用を勧めています。その小冊子には「訴訟は時間と金と神経を費やすので、まず、各種の相談センターを利用しましょう。裁判は全か無の判断しかしない傾向にあります。訴訟は最後の手段とすべきで、肝心なのは自分の主張が正しいかではなく、それを証明できるかなのですから、常に和解を視野に入れて柔軟に臨むように」と記載されています。これは司法へのアクセスが容易で負担超過に悩まされた裁判所がADRの利用を奨励するようになったことの現われといえます。1999年裁判所外の紛争解決促進に関する法律(民訴法施行法の一部)が制定され、一定の民事事件(少額事件等)につき、各州の立法によりADR前置の義務付けを可能とする規定を制定しました。

アメリカではADRは大変盛んであります。古くは1925年に連邦仲裁法が制定され、アメリカ仲介協会(AAA)が設立されています。1998年には連邦ADR法が成立し、少額訴訟にADR前置を義務付けています。訴訟社会アメリカでは訴訟事件の爆発的増加や弁護士による訴訟戦略の乱用に対抗し裁判所の負担軽減の策として、ADRの活用を法曹界・学会から提言されました。現在では、ADRが推奨または義務化され、企業がADRを約款等で制度化してきているので、ADR会社や非営利団体が急成長を遂げています。

six

6

司法制度改革審議会におけるADR論

司法制度改革審議会設置法(平成11年法律第68号)に基づいて内閣に設置された司法制度改革審議会は「二十一世紀のわが国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的な施策について調査審議する」(同法2条)のために、会合を重ねています。

第19回審議会において、高木剛(日本労働組合総連合会副会長)・山本勝(東京電力(株)取締役副会長)

両氏からADRについてレポートがなされています。

高木氏は、「ADRの充実、国民の立場からは、紛争解決のために利用できる選択肢が広がることを意味する。そしてADRにより簡易で迅速な解決が得られることは、好ましいことである。その意味で、ADRの充実は積極的に位置付けることができる。

ただし、これには幾つかの留保を付する必要がある。第一は、普通のADRの長所として述べられていることは、現在の裁判所及び裁判の在り方を前提としていることである。裁判所が国民に対するサービス機関となり、迅速な裁判が行われるようになれば、ADRと裁判所の棲み分けは、現在とは異なる可能性がある。第二は、ADRは、裁判所の機能を全面的に代替するものではないことである。例えば、ADRによる解決の内容が公開されない場合には、ADRに判例形成機能を期待することはできない。

要するにADRは、あくまで選択肢として存在しているものであり、裁判所の機能を全面的に代替するものではない。したがって、本来の司法の拡充を先に議論して、そこで残った問題をADRで補うという議論の仕方をすべきではなからうか。」と述べています。このレポートでは、ADRの拡充に賛成ではあるが、ADRはあくまで裁判の副次的な要素を持つものであるから、司法の拡充を先にすべきであるとしています。しかしながら、裁判が「低廉、迅速」をうたい文句にしても、審理のほとんどを省略して「低廉、迅速」を実現したのなら、二割司法の解消にはならないのではないかと思います。

山本氏は「ADRは裁判に比べて廉価、迅速であること、特定の専門分野について高度な専門性を備えることができること、利用者のニーズに柔軟かつ機動的に対応できること等様々な利点を有しており、その育成、充実を図るために多面的な施策が必要であります。（中略）また、訴訟からADRの移行など訴訟との連携を図り、紛争に応じた柔軟な対応を可能にするとともに、時効中断、執行力など、その利用に対するメリット付与などいろいろなアイデアを集めていくことが大切です。さらに信頼性を高めるため、人材面では裁判官OB、隣接法律専門職など幅広い活用を図っていくことが考えられます。」と述べています。（隣接法律職の活用については前号特集代理権4-P10司法制度改革審議会意見書からを参照してください）

以上のように、司法制度改革審議会ではADRを積極的に活用していくべきだという議論になっています。しかしながら、現在の議論ではADRの副次的、補完的性格からあくまで裁判の代わりとして活用していくということにはほかなりません。それがあくまでADRが裁判とは異なり「二流の正義」を提供するほかないという考えなら、「二割司法」の解消はままならなくなってしまいます。

seven

7

ADRと行政書士

司法制度改革審議会意見書では「行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士など、その他の隣接法律専門職種などについては、その専門性を訴訟の場で活用する必要性や相応の実績等が明らかになった将来において、出廷陳述など一定の範囲・態様の訴訟手続への関与の在り方を個別に検討することが、今後の課題として考えられる。」と述べています。また、「ADRを含む訴訟手続外の法律事務に関して、隣接法律専門職などの有する専門性の活用を図るべきである。具体的な関与の在り方については、弁護士法72条の見直しの一環として、職種ごとに実態を踏まえて個別に検討し、法制上明確に位置付けるべきである。」とも述べています。この議論をうけて日行連は「裁判所における行政書士の活用について」との要望書を提出し、調停委員等に行政書士の活用を申し出ています。このような実績作りにおいて、行政書士の専門性を発揮できれば行政書士のADRの関与の仕方も大きく途が

開けるのではないのでしょうか。

また、自由民主党司法制度調査会長の保岡興治代議士は「我が国は、ADRでの問題解決は未だ馴染まないが、行政訴訟の分野を行政書士の業務分野として捉えれば幅広くなる。」と述べています。(行政書士とうきょう2000.4 「司法委制度改革の現状と行政書士に求められる役割」講演要旨 pp4) このように行政事件のADRに積極的に関与することが考えられます。保岡代議士が会長を務める自民党司法制度調査会が昨年5月10日に発表した「21世紀の司法の確かなビジョン-新しい日本を支える大切な基盤-」において、「行政書士法の一部改正法案が今国会に提出される予定であるが、行政書士は、業として、行政書士が作成することができる書類の官公署への提出手続の代理、行政書士が作成することができる契約その他に関する書類の代理人としての作成や、行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応じることができることを規定上明確化すべきである。さらに、行政手続・ADR機関における活用なども考えられる。」と提言しています。このことについて保岡代議士は「ADRの拡充・活性化については、私が特に重視しているところでありまして、事案の性格や当事者の事情に応じた多様な紛争解決方法を整備することは、司法を国民に身近なものとし、紛争の深刻化を防止するとともに、経済活動のグローバル化に適切に対応するなどの観点から、大いに意義があると思われれます。とりわけ、裁判所との手続の連携の促進や隣接法律専門職種の利用など、ADR基本法の制定をも視野に入れた、ADRの総合的な制度基盤の整備は極めて重要であると考えております。そして、今後、推進本部に設置されたADR検討会などを通じて、ADR手続において行政書士のみなさんの専門性を活用することが、具体的に検討されることになろうかと思えます。」と述べています。(平成14年2月15日 代理権獲得記念講演会「改正行政書士法と司法制度改革」講演要旨 行政書士とうきょう 2002.3 pp3-4)

改正行政書士法では第1条の3第3号で「契約代理」について定められています。契約書作成段階で「本契約につき、紛争が生じた場合は〇〇〇(ADRの機関名)において処理するものとする。」と記載し、紛争処理の方法を明示することが考えられます。また、我々がクライアントと事務処理委託契約を結ぶ時にも上記のような文言を挿入することにより、リスクマネジメントが図られるのではないのでしょうか。我々が予防法学のスペシャリストとして紛争が生じないように留意すべきことは言うまでもありませんが、起こりえる事に対し、リスクマネジメントをするということは専門家として当たり前の行為ではないのでしょうか。

eight

8

ADR基本法と更なる行政書士法改正

現在ADRの拡充・活性化のため、基本的な枠組みを規定する「ADR基本法」のような法律の制定が司法制度改革推進本部において検討されています。時効による中断や執行力の付与の問題の他にADRと裁判手続との制度的連携や隣接法律職の利用などが議論の対象となっています。

いまのところ、民間のADRと裁判の連携を確保するための制度的な手続規定はほとんどありません。民間のADRで解決に至らなかった場合、事件が裁判所に持ち込まれるとADRの結果が裁判では活かされません。また、紛争がいったん裁判に持ち込まれると、ADRがふさわしい場合であっても民間のADRに付託する制度はありません。裁判所がADRに事件の処理の全部または一部を付託できる制度的な仕組みがあってもいいのではないのでしょうか。

また、現状では弁護士以外の者がADRの担い手(主宰者・代理人)としての業務を行うことは、一

部を除いて原則弁護士法第72条に触れる行為だとされています。事案に応じて隣接法律職を活用していく制度的な仕組みを整えていく必要があるのではないのでしょうか。現在のところ隣接法律職では、弁理士が日本知的財産仲裁センターにおける仲裁の代理人となる例（弁理士法第4条）や税理士が国税不服審判所における審査の代理人になる例（税理士法第2条）があり、司法書士が簡易裁判所において訴訟代理権、調停・即決和解事件の代理権が付与される予定です。残念ながらこの度の改正法では行政書士がADRに関与できる条文上の根拠はありません。（注7）今後更なる法改正において明文化されることが期待されます。

盛武会長は行政書士の将来像について次のように述べています。

代理権の範囲の拡大

1

今現在では行政分野での申請手続き代理、窓口へ行くまでの代理権限のみであるが、将来は司法分野、民間、ネットワーク上での代理権獲得を目指していきたい。現在、司法書士、税理士の法廷陳述権代理については、弁護士と併に就き、許されたときのみ陳述を行うという型であり、弁護士と全く対等というわけではない。行政書士については将来

1. 申請された行政手続による聴聞代理
2. 行政不服申し立てに対する代理
3. 法廷における陳述代理

を、弁護士と同じ立場で行えるように目指していく考えである。

法廷外紛争についての処理をおこなうことができること

2

次回の行政書士法改正にむけて、日行連として力を入れて活動をおこなっているところである。

家裁、簡裁、地裁の調停委員となり、実際に司法の現場に絡んでいく

3

司法制度改革審議会における隣接法律専門職の中に行政書士が入ることが出来、これにより調停委員として行政書士が選ばれる可能性も出てきており、現在その選考については話し合いが続けられている。」（行政書士大阪 2002.2 pp3）

おわりに

ADRについて行政書士がどのようにコミットすべきか未知な部分が多いというのが現状です。しかしながら、法律家として積極的にコミットすべきであることはいまでもありません。ここで注意すべきことは、我々は行政書士という専門家であるということです。決して弁護士の代替物ではないのです。ADRに行政書士が積極的に活用されたとしても、私たちが「予防法学のスペシャリスト」であるべきことには変わりはありません。紛争が生じないように日々の業務で大いに注意すべきことはいまでもありませんし、日々研鑽に務めなければならないこともいまでもありません。

近年、社会のニーズに応じて数多くの特別法が市民生活の各分野で成立・施行の運びとなっています（例として製造物責任法、消費者契約法、住宅品質確保法など）。これらの分野における「相談業務」が今後多くなっていくでしょう。その「相談業務」も立派なADRといえるのではないのでしょうか。

（文責 西 直人）

(注1) 「中間報告」 p p 41-42

だれのための「司法改革」か 日本評論社 p p 72-80 ADR推進をどう考えるか 高橋裕

(注2) 紛争処理と合意—法と正義のパラダイムを求めて— ミネルヴァ書房 棚瀬孝雄 編著

第十四章 弁護士と裁判外紛争処理 久保井一匡 p p 235-243

この中で筆者は「大半は裁判の道を選ぶのが実情である。その原因は、ADRは、紛争解決について前提となる事実関係に争いがあるとき、これを認定する方法がほとんどなく、かつ最終的に強制力がないという大きな限界があるからである。」と述べており、裁判制度が紛争解決の主役であるとの説を展開している。

(注3) 法学セミナー 2001. 8 (No.560) 特集ADRの可能性 p p 26-29

ADRをめぐる日本の現状 山田文 参照

業界型ADRと独立型ADRをあわせて民間型ADRと分類することがある。また、手続構造に着目した分類では、調整型ADR（紛争の解決を図るため、当事者間の合意を調達しようとするもの）と裁断型ADR（あらかじめ第三者の審理・判断に従うという一般的合意の下に手続を開始させるもの）に分類される。

(注4) 法律時報増刊 シリーズ司法改革 日本評論社 p p 158 (1) 民事司法

②審議会のADR論 吉田史晴

(注5) 日本の司法はどこへ行く 花伝社 米沢進 p p 208

(注6) 日本経済新聞 2001年2月14日号 司法制度改革審議会アンケート結果

(注7) 商事仲裁の一部では行政書士が仲裁人として登録されている例もある。また、最高裁判所資料によると平成13年4月1日現在32名の行政書士が民事調停委員となっている。

その他参考文献として以下を参照した

■ 行政書士とうきょう

1988. 3 行政手続法と行政書士の専門性 兼子仁

2001. 10 改正行政書士法の解説とこれからの行政書士業務 (4) 戸口勤

2001. 12 ADRと行政書士 栗田健・ADR

■ 仲裁法教室 有斐閣 小島武司

懸賞論文の募集について

昨年9月号より計6回の特集を組んで参りました「代理権」ですが、いよいよ最後の特集となりました。5月の座談会(7月号掲載予定)に続き、懸賞論文の募集です。

行政書士法の一部改正に伴い、行政書士の業務内容の変化や職域拡大、そして行政書士の今後のあり方などが問われてきます。

今回は全道の会員から様々な意見を論文形式で募集し、優れた論文は掲載させて頂きます。皆様の忌憚のない意見をぜひ論文としてご応募ください。募集要項は以下のとおりです。

1. 論文のテーマ 代理権と行政書士業務に関すること～タイトルは自由にします

2. 〆 切 平成14年7月末日

3. 字 数 2500文字以内

4. 応募方法 ①メールに添付ファイル ②フロッピーディスクに記録して郵送のいずれか

※ 添付ファイル、フロッピーディスクへの記録はワードまたは一太郎の使用のみとさせて頂きます。

※ なお、書面にて郵送、FAXでのご応募はご遠慮下さい。

※ 郵送、メールとも北海道行政書士会事務局宛(メールアドレスは本会会報の表紙をご参照ください。)

5. 選考方法 広報部で選考し、優秀な作品は会報にて発表

6. 表彰等 **最優秀作品** 1名 賞金 3万円 **優秀作品** 2名 賞金 各1万円



ご応募お待ちしております。

————— なお、作品は返却いたしませんのでご了承ください —————

改正行政書士法第1条の3第2号から見えてくるもの

十勝支部 米倉 博

行政書士が、長いあいだ待ちに待った代理業務が平成14年7月1日から行うことができるようになった。規制緩和・司法制度改革が叫ばれる今日において、念願であった業務が非独占とはいえ行政書士法に規定されたことは、奇跡的なことと思われる。規制を緩和して自己責任において、供給窓口を拡大して競争原理により住民サービスの向上と経済的發展を指向しようと企図しているさなかに、ある面においては規制緩和に反するともいえる規定であるからでもあり、又、行革審規制緩和小委員会の審議のなかで行政書士の業務独占を単なる名称使用の無意味な資格制度に変えようと努力した委員の議論のなかであって着実に行政書士制度の定着と発展が望まれる代理業務が規定されたことは、正に奇跡的と呼ばずしてなんと呼んだらよいのである。この奇跡の端緒となったのは、いうまでもなく弁理士法の改正であった。世の流れに乗るとは、このようなことを言うのではなからうか。

さて、改正行政書士法のうち専ら話題となっている第1条の3第2号（以下「改正法」という。）について考察したい。平成13年12月12日日行連は、本改正により立法府から保岡興治議員、行政府から総務省自治行政局行政課長補佐福島氏を講師として招き改正法につき講義がなされた。同日この講義終了後、民間人として弁護士糠谷秀剛氏が本件につき意見を述べられた。立法府・行政府・民間の三者から改正法の解釈について講義がなされたことは、実務上大きな意義がある。それは、立法府は改正法を直接立案した当事者であり、行政府（総務省）は日行連の監督機関であること、そして弁護士は改正法による業務に直接利害を有する資格業であるからだ。そこで、三者がどのような講義をなされたか、その要旨を見ることにしよう。（月刊日本行政02・2月号7頁以降から）

はじめに、保岡議員は、改正法の業務につき「紛争を前提としないような、あるいはそういう可能性のないと思われる契約は、一般的に弁護士以外の者でもできる。従って、紛争性のある契約締結代理は、弁護士法第72条によってできないが、紛争が生じるおそれのない簡単な売買契約、家屋の賃貸契約等、こういったものは契約締結代理でもいいんじゃないかと思うんです。」と云っている。福島課長補佐は、「弁護士法第72条において、事件性（紛争性）のない契約代理を弁護士以外の者が行うことを禁じているものではないことを前提に、行政書士が『代理人として』契約その他の書類を作成することができるとしたものであること。」そうして、「『代理人として』とは、契約等についての代理人としてとの意であって、直接契約代理（契約の締結）を行政書士の業務として位置付けるものではないが、行政書士が業務として契約代理を行うことを想定した規定であること。」と述べている。要するに、契約締結を業務として予定しているものではないが、契約締結を代理人としてできる、と分かりにくい説明である。

双方とも、契約締結代理ができるか否かは紛争性の有無を基準としている点で同じであり、保岡議員の説明は福島課長補佐の翻訳といえるだろう。

次に、糠谷弁護士は、誤解を恐れずあえて言います、と前置きして「この条文自身は極めてへんてこりんな、学者に言わせたら、まず落第点の条文です。」とはっきり言われた。そうして、「このようなへんてこりんな条文になったのは、弁護士法第72条と日行連の要望との狭間にあって推進議員連盟の先生方の涙ぐましい努力の結果、へんてこりんな条文になってしまったが、契約という言葉と代理という言葉をよくも入れてくれたものだ、ありがたいという気持ちをもって、後は、契約書を代理人として作成して、実績を上げるべきです。いつまでも、文言の解釈がこうだから、あだからといって、解釈論議をやるのは有効な方針ではないと思っている次第です。」そして、紛争性については、「紛争というのは、もともと内在化しているものなのです。だとすれば、そちらからアプローチすれば、もともと取り決めなんてものは、取り決めに破るやつ、取り決めについて、嘘をつくやつとがいて、もめるというふうに言えば最初から紛争性でしょう。紛争は、事後なのか、当初なのかということになると、虹の七色のようなもので、間にたくさんの色があって境はどこかということとは困難である。」と述べている。（糠谷弁護士の意見中の文言は、そのままでない部分は筆者）

三者の説明から、「紛争性」というものをどのように捉えたらよいのか、ということが本改正法から契約締結業務を行え得るかどうかの最も重要なキーとなるであろう。

糠谷弁護士が言われるように、円満な契約においても紛争の火種は潜在しているものである。そして、その紛争の原因は、契約書を作らなかったために水掛け論となったり、へまな契約書を作ったために紛争が起こったり相手方が一方的に債務を履行しなかったり代理人の行為に瑕疵があったり様々である。これらの原因は契約の種類、目的物の大小、内容の簡易、複雑が直接の原因になって起こる場合もあるが、しかし、基本的には契約当事者の行為が原因となって紛争が生ずることは契約全般に言えることであり、その行為は、時の経過によるものであろうから、それを推測することも契約当事者の内心を推し測ることも不可能である。そうだとすれば、潜在化している紛争が顕在化するかどうかの蓋然性をどうみるかにかかってくるのであり、明らかに紛争性をおびているものは別として、その判断は個々の主観に頼らなければならない厄介な問題である。契約書を作ること自体紛争防止を意味すると考えれば、結果として、紛争が起こらなかったとしても紛争が起こりうるような場合に当るのではないかと考える場合と当初は何ら問題がなかったのだから紛争性を論じる余地はないと考える二つの判断が常につきまとうように思われる。従って、弁護士法第72条に触れない「契約締結業務」というものの具体例は容易に示すことは困難であろう。また、その基準を示すことも容易な作業ではなからう。

「契約その他に関する書類を代理人として作成すること。」という文言は文字としては分かるが、実際の実務においては難解であってどのような業務をいうのか分からない。代理人として作成するというのであるから、その書類を代理人の意思で作成できるはずである。契約書を例にとれば、契約書の内容は書類の作成を代理する者の意思でできることになる。ところが、契約締結に関与していなければ、契約の内容は当事者間で決められるのであって、これを代理人として作成するということは、代理ということではなく単に代筆ということになるのではないかと、そうすると代理人という文言は生きてこないというところから「契約締結業務」が浮上するのであろうが、「契約締結業務」には紛争性という厄介な壁があるのだ。糠谷弁護士の言葉を借りれば、へんてこりんで分からない規定だとしても、しかし、第1条の3のただし書きが、歯止めとなっているのだから十分に注意することが重要であって、改正法の文言の拠所は、書類の作成であることを意識すべきであり、契約、代理人の文言のみを強調し過ぎると行政書士の信頼を損ねるおそれなしとしない。

今回の改正で最大のメリットは、第1条の3第1号である。広範な行政分野の手續の専門家として、ようやく基礎ができ上がったと感じている。この基礎を十分に利用して、行政書士の業務力を発揮して依頼者の利益に貢献し、名実ともに「行政手續」の専門家としての地位を確立すべきである。

改正法の解釈については、それほど興味がわかないが、改正法の規定振りに至った過程に非常に興味深いものが隠されていて納得させられるのである。換言すれば、今の社会全般に言える少数間の利害調整能力の反映ということである。勿論、推進議員連盟の先生方の大変なご努力に対して感謝を申し上げることは忘れるものではないが、改革の時代を標榜するわが国が本当にその道を歩むことができるのであろうか、いささか疑問の念をもたざるを得ないのである。改革とは、形を変えたり、色を変えたりすればそれで足りるとは思えないからである。考え方を変えない限り表面上を取り繕うだけでは改革の実質には何ら影響を及ぼすものではないと考えている。透明性、説明責任などと声高に叫ばれても、その実態が少数（個人）間の利害調整によってかき消されてしまえば全体の利益がどうであったか、全く不透明である。考え方を変えるとは、それぞれが社会における立場において、保身を最優先にするのではなく、その立場に求められた責務を真摯に遂行することではないか、そうすることによって透明性は確保され説明責任を回避する必要がなくなることは自明である。それぞれに求められた責務を真摯に遂行することは全く当然のことではあるが、その当然が異常とされ異常が当然とされる社会の環境を是正するという考え方をわが国の指導者といわれる方々に具体的に示していただくことを切望したい。子は親の背を見て育つというのである。指導者たる者、自ら見本を示して国民をリードしてほしいものだ。

本件の改正過程から見えてきた、わが国民の行動・思考過程の在り方がそのままの姿で現れたことに賛成はできないが納得したのである。（傍点は筆者）

風俗営業許可申請の概要 第2回

札幌支部 滝沢俊行

3. 風俗営業の種類と要件その1. 飲食店関係—法第2条関係 (前号の続き)

③客にダンスをさせる営業について (法第2条第1項第4号関係)

「ダンス教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業」とは、常態としてダンスを教授する者の指導及び管理の下に客にダンスをさせる営業を意味し、客がダンスをしている場において、ダンスを教授する者が現に存在し、客に個別に指導することが可能な状態にあることが必要です。したがって、例えば、ダンス教師がビデオ等により、又はテレビ等を介して客にダンスを指導する場合はこれに当たりません。

なお、風適施行令第1条及び第1条の2で定めるダンス教授とは、次のいずれかに該当する者を云います。

- イ、社団法人全日本ダンス協会連合会又は財団法人日本ボールルームダンス連盟が実地するダンスの教授に関する講習を受け、その課程を修了した者
- ロ、社団法人全日本ダンス協会連合会又は財団法人日本ボールルームダンス連盟が実地するダンスを正規に教授する能力に関する試験に合格した者で国家公安委員会に推薦されたもの
- ハ、国際的な規模で開催されるダンスの競技会に入賞した者その他②の試験に合格した者と同等の能力を有すると認められる者で、本人からの中出により、社団法人全日本ダンス協会連合会又は、財団法人日本ボールルームダンス連盟から国家公安委員会に推薦されたもの

なお、「ダンス教授」の要件を満たしていない「ダンス教師」が、当該要件を満たしているダンス教師によるダンスの教授を補助することは差し支えありません。

4. 風俗営業の種類と要件その2. 遊技場関係—法第2条関係

風適法第2条第1項各号の営業のうち、まあじゃん屋、ぱちんこ屋 (以上7号営業)、ゲームセンター (8号営業) のいずれかに該当する営業を「遊技場営業」と呼び、これ以外のものを「接待飲食等営業」と呼びます。

①営業許可を必要とする「遊技場営業 (法第2条第1項7号、8号)」について

イ、7号営業 (ぱちんこ屋等)

まあじゃん屋、ぱちんこ屋等の「設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業」をいいます。なお、囲碁や将棋を対象とする「碁会所」や「将棋センター」等と呼ばれる営業については規制の対象外となっています。

ぱちんこ屋等の営業所に設置させる遊技機については、遊技機の認定制度や遊技機の型式の検定の制度があります。遊技機の認定は、ぱちんこ屋等の営業者において。型式の検定は、遊技機の製造者又は輸入業者において。それぞれ都道府県公安委員会に申請してこれを受けることができ、この認定又は型式の検定を受けた遊技機を営業所に設置する場合には、ぱちんこ屋等の許可や遊技機の変更の承認に当たって支払うべき手数料が軽減されます。

ロ、8号営業 (ゲーム機設置営業)

スロットマシン、テレビゲーム機その他遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができる「遊技機」を備える店舗。その他これに類する区画された施設において、当該遊技設備により客に遊技させる営業を云います。具体的にはゲームセンター、ゲーム喫茶等の名称で営業をする営業所です。

②ゲーム機設置営業の解釈基準について

イ、趣旨

8号営業については、ゲーム機賭博事犯や少年非行の温床となるおそれのあるゲームセンター等を、「風俗営業」とすることにより (昭和60年から適用・実施)、その健全化と業務の適正化を図ることを目的に設置されています。

ロ、遊技設備

スロットマシン、テレビゲーム機、その他遊技設備で、本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができる (国家公安委員会規制で定めるものに限る。) 遊技機を設置して、客に遊技させる営業を対象としています。

具体的な遊技設備については、風適規則の第3条 (国家公安委員会が定める遊技機設備) で定められていますが、スロットマシン、テレビゲーム機等で遊技の結果が定量的に表れるもの又は遊技の結果が勝負として表れるものや、ルーレット台やトランプ台等賭博に用いられる可能性がある遊技設備は対象となります。

しかし、占い機で盤面にインプットすべき内容を指示する程度にとどまるもの等これら以外の遊技設備は、対象から除外されています。

また、遊技の結果が定量的に表れ、又は遊技の結果が勝負として表れる遊技設備であっても、単に人の物理的力を表示するも

の等については「射幸心をそそる遊技の用に供されないことが明らかなもの」として対象から除外することとしています。この規定については、通常のインバーダーゲーム機等を対象から除外するという趣旨ではありません。

なお、①実物に類似する運転席や操縦席が設けられている「ドライブゲーム」、「飛行機操縦ゲーム」その他これに類するゲームを行わせるゲーム機。及び②機械式等のモグラ叩き機、については、当面賭博少年のたまり場等の問題が生じないかどうか見守ることとし、規制の対象としない扱いとしています。

ハ、店舗その他これに類する区画された設備

8号営業は、「遊技設備を備える店舗その他これに類する企画された施設」において当該遊技設備を用いて客に遊技をさせる営業を対象としています。したがって、屋外にあるもの等「店舗その他これに類する区画された施設」に当たらない場所において客に遊技させる営業は、8号営業の対象とはなりません。

1. 店舗

店舗の意義 「店舗」とは、社会通念上一つの営業の単位と言い得る程度に外形的に独立した施設をいい、ゲームセンター、ゲーム喫茶のように「8号営業」用に設けられた店舗である場合はもとより、飲食店営業、小売業等の営業用に設けられた店舗も「8号営業」の「店舗」に含まれます。すなわち、社会通念上「店舗」に遊技設備を備える場合は、風俗営業の許可を要することとなります。

施設が「一つの営業の単位と言い得る程度に外形的に独立」しているとは、看板などの表示、従業員の服装、又は営業時間の独立性等その実態から判断して、一つの営業単位としての独立的性格を有することをいいます。

したがって、区画された施設が一個の営業用の家屋である場合には当然に店舗となりますが、区画された施設がビルディング等の大規模な建物の内部にある場合でも、この独立的性格を有するときに店舗に該当します。

風俗営業の許可を要しない扱いとする場合 前項によれば、例えば、大きなレストラン等の店舗の片隅に一台のゲーム機を設置する場合にも風俗営業の許可を要することとなりますが、この事例のように当該店舗内において占めるゲーム機営業としての外形的独立性が著しく小さいものについては、法的規制の必要性が小さいこととなる場合もあると考えられます。

そこで、ゲーム機が設置部分を含む店舗の一フロアの客の用に供される部分の床面積に対して客の遊技の用に供される部分（店舗でない区画された部分も含む。）の床面積（当該床面積は、客の占めるスペース、遊技設備の種類等を勘案し、遊技設備の直接占める面積のおおむね3倍として計算するものとしています。ただし、一台の遊技設備の直接占める面積の3倍が1.5平方メートルに満たないときは、当該遊技施設に係る床面積は1.5平方メートルとして計算するものとします。）が占める割合が10パーセントを超えない場合は、当面問題を生じないかどうかの推移を見守ることとし、風俗営業の許可を要しない扱いとしています。

2. 店舗に類する区画された施設について

店舗に類する区画された施設において客に遊技をさせる営業は、政令で定める施設において営まれる営業を除き、「8号営業」の対象となります。この「店舗に類する区画された施設」とは、いわゆるゲームコーナーのように「店舗」に当たらない区画された施設で、営業行為の行われるものを云います。例えば、旅館、ホテル、ショッピングセンター等の大規模な施設の内部にある区画された施設です。

店舗に類する区画された施設については、風適施行令第1条の3で定めるものは、対象から除外されています。同条中「当該施設の内部から容易に見通すことができるもの」とは、例えば、通常の区画されたゲームコーナーにあっては、通路等に接した面について、①テーブルの高さ程度以上の部分が開放されているもの。②ガラス張り等で閉鎖されている場合には、当該ガラス等が無色透明でおおい等がされていないもの、等であって、内部の照明又は構造、設備若しくは物品等が見通しを妨げず、外部から内部のほぼ全体を見通すことができるものがこれに該当します。

また、大規模小売店舗内の区画された施設については、大規模小売店舗内の店舗に当たらない区画された施設のうち、小売業の用に供し、又はこれに随伴する施設で、主として小売業部分に集客する顧客が利用するものがこれに該当します。

なお、1.の「風俗営業の許可を要しない扱いとする場合」の扱いは、区画された施設についても同様です。

5. 営業の許可—法第3条及び43条関係

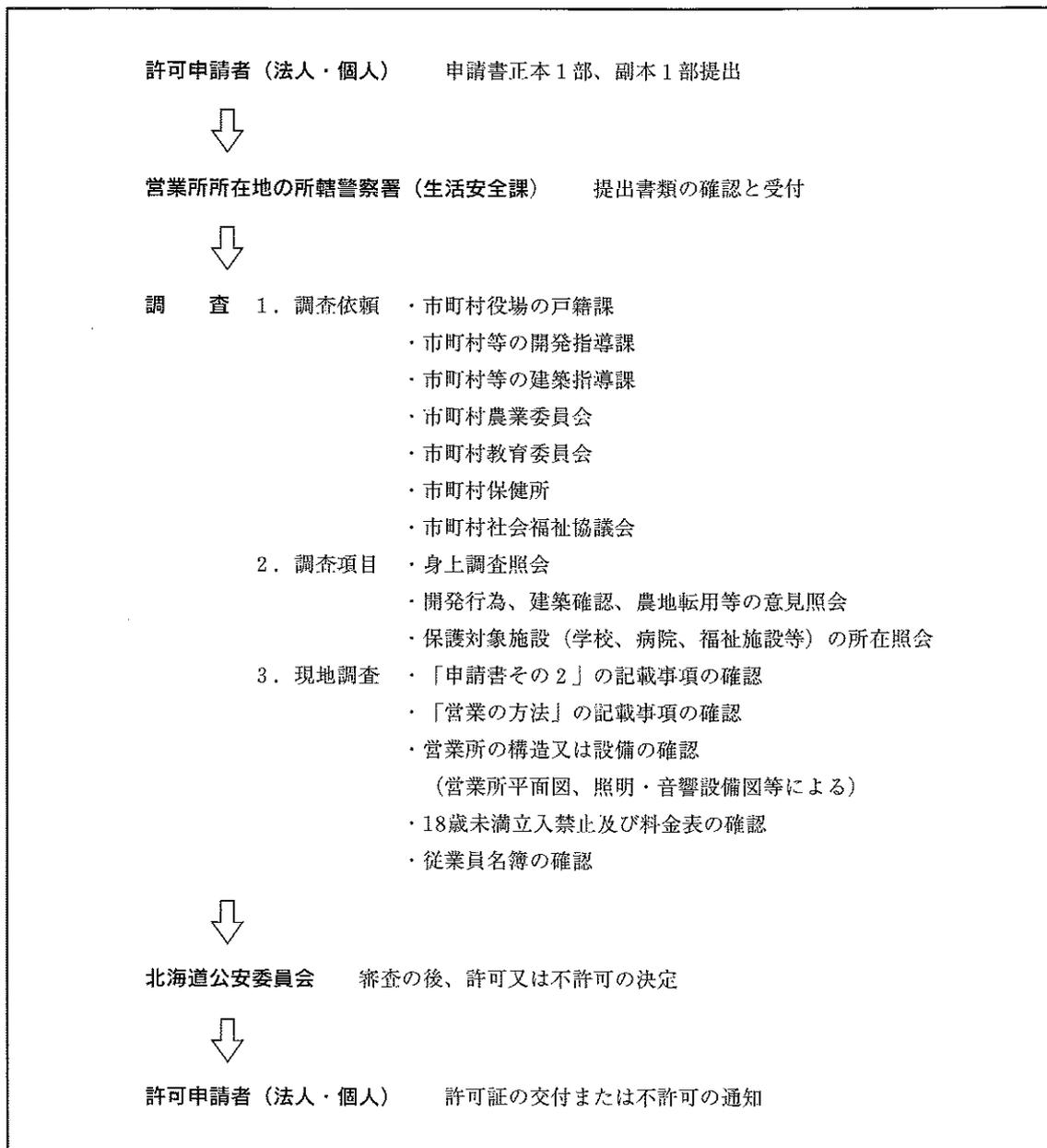
風俗営業を営もうとするものは、風俗営業の種別に応じて、営業所ごとにその営業所を管轄する公安委員会=所轄警察署の「許可」を受けなければなりません（風適法第3条）。なお、「深夜における酒類提供飲食店営業」についてはあらかじめ公安委員会=所轄警察署に対して営業開始の「届出」が必要となりますが（風適法第33条）、詳細な説明については後述します。

「許可」はあくまでも「営業所」ごとに許可が必要ということで、法人等の営業者単位で許可を受けるというものではありません。要するに一つの会社法人が3つ営業所をもって風俗営業を使用する場合は3つの「許可」が必要となるということです。

申請を受けた公安委員会=所轄警察署は、風適第4条中の欠格事由に該当しない限り「許可」処分としますが、風俗環境や青少年の健全な育成に障害があるとみとめたときは、必要な限度において条件を付し（付款付き許可）、申請内容を変更することになります。（風適法第3条第2項）。

①許可申請の順序

風俗営業許可の申請事務手続きは次のような流れになっています。



なお、申請が受理されてから許可又は不許可の通知が下されるまで通常、最低でも30日から40日の日数を要します。

②申請の手数料

風適法第3条第1項の許可を受けようとするものは手数料を納付しなければなりません。

手数料の金額については風適施行令第16条により、次のとおり規定されています。なお、北海道公安委員会への申請は「北海道収入証紙」を貼付して申請することになっています。

イ、1号営業から6号営業、7号営業中「ばちんこ営業」以外の営業及び8号営業

- ・3ヵ月以内の期限営業の場合 15,000円
- ・その他の営業 27,000円

ロ、7号営業のうち「ばちんこ営業」

1. 風適法第20条第2項の認定を受けた遊技機のみを使用する場合
 - ・3ヵ月以内の期限営業の場合 16,000円
 - ・その他の営業 27,000円
2. 風適法第20条第2項の認定を受けた以外の遊技機を使用する場合
 - ・3ヵ月以内の期限営業の場合 16,000円 + 遊技機台数 × 20円
 - ・その他の営業 27,000円 + 遊技機台数 × 20円

以下続く

改正行政書士法 研修会報告

北海道行政書士会研修会

平成14年3月16日きょうさいサロンにて、日本行政書士会連合会会長盛武隆会長をお招きし、「改正行政書士法と今後の展望」と題し、改正行政書士法の研修会が開催されました。当日は全道各地から164名の出席があり、関心の高さをうかがわれました。

盛武日行連会長は今までの法改正の経過と何を指していったのかについて主眼を置いて講義をされました。主な講義内容は下記の4点です。

- ①前回の改正における「報酬額」・・・枚数主義から業務主義への変換
- ②今回の改正における「代理権」・・・「あわせて」の文言を入れることにより
民民間における行政書士の役割を明確にする等
- ③オンライン化法について・・・ネットワーク上の代理とは何か
- ④更なる行政書士法改正について・・・司法の三分野(裁判外紛争処理、陳述代理、家事審判代理)の代理権の獲得を目指す

(詳しくは同封の別冊をご覧ください)

続いて「情報ボックス 開発システムの概要」と題して情報ボックスについての説明の研修がありました。情報ボックスは4月1日から本会ホームページにおいてリンクされています。無料で行政書士専用プログラムや書式をダウンロードできます。今後どんどんバージョンアップされていく予定ですので、是非とも利用しましょう。

(取材・文責 西 直人)



盛武隆会長



(情報ボックス 坂口正道社長)

お知らせ・1 information

全国行政書士出入国事務研修会・交流会のご案内

- 日時 * 6月14日(金) 午後2時から
- 会場 * 札幌市中央区大通西11丁目
札幌第一ホテル別館(地下鉄東西線 西11丁目駅下車)
- 次第 * 1. 基調講演(約1時間30分)・・・講師:住吉隆行氏(福岡県行政書士会)
テーマ:在留手続の実務実例
2. 特別講演(約30分)・・・講師:家森 健氏(広島県行政書士会)
テーマ:申請取次と電子申請
3. 各地区からの報告(約30分)・・・各県代表者
4. 全国交流会(立食パーティー)
- 定員 * 50名
- 参加費 * 2,000円(交流会費は6,000円)
- 申込み * 住所、電話番号、氏名を明記の上、下記までファックスでお申し込みください。
ファックス番号 011-261-2657
なお、定員になり次第締め切ります。
- 主催 * 全国行政書士出入国事務研修会・交流会実行委員会
代表世話人:滝沢俊行(札幌支部)
- 賛同人 * 伊藤 精氏(大分会)
同 住吉隆行氏(福岡会)
同 家森 健氏(広島会)
同 中野辰宏氏(大阪会)
同 姫田 格氏(京都会)
同 榎本行雄氏(東京会)
同 中澤弘文氏(岩手会) 以上7氏
- 事務局 * 札幌市中央区南3条西10丁目 杉山ビル1F 滝沢事務所気付

改正行政書士法 研修会報告

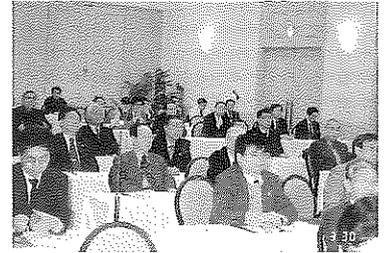
札幌支部研修会

平成14年3月30日アートホテルズ札幌にて、千葉大学副学長で財団法人行政書士試験研究センターの試験委員である多賀谷一照教授をお招きし、「行政書士の代理権の範疇について」と題し、講演がなされました。当日年度末の忙しい時期にもかかわらず札幌支部58名、他支部からも11名の出席がありました。

講義では、他士業の代理について考察し、行政書士法では今までの代行とこれからの代理ではどのように違うのかについて話されました。また、ここでもオンライン化法について話され、今後行政書士が電子化の中でいかにしてその存在意義を高めていくかについて考える機会になりました。(取材・文責 西 直人)



多賀谷一照教授



会場の様子

お知らせ・2 information

函館地方法務局今金出張所(登記所)の統合廃止に伴う管轄区域の変更について

この度、下記のとおり函館地方法務局今金出張所が統合により廃止となりました。

これに伴い、函館地方法務局八雲出張所の登記管轄区域が下記のとおり変更となりますので、お知らせします。

記

1. 統合廃止庁 函館地方法務局 今金出張所
2. 統合受入庁 函館地方法務局 八雲出張所(山越郡八雲町栄町85番地)
登記管轄区域 山越郡(八雲町、長万部町)
瀬棚郡(今金町、瀬棚町、北檜山町)
3. 統合実施日 平成14年3月25日(月)

なお、不明な点がありましたら、函館地方法務局総務課(電話0138-23-7511)へお尋ねください。

お知らせ・3 information

会則施行規程の一部改正のお知らせ

平成14年4月20日の理事会において、会則施行規程の一部を次のとおり改正しました。

- 高度情報化対応委員会の強化を図るため、第158条の4中「5人以内」を「若干名」に改める。
- 見舞金及び弔慰金と会費未納額との相殺を禁止するため、次の条を新設しました。

(相殺適用除外)

第209条の2 会員が会費を滞納している場合において、当該会員が次の第1号から第3号のすべてに該当するときは、滞納会費と、第207条、第208条に規定する見舞金、又は第209条に規定する弔慰金とは相殺しない。

- (1) 会員となって5年を経過した者
- (2) 業務に携われない事由等やむを得ない事由で会費が滞納されたと認められるとき
- (3) 所属支部長から特別の申出があったとき

この規程の改正は、平成14年4月20日から施行する。ただし、第209条の2の規程は、平成14年6月1日から施行する。

New face **新入会員**

むらかみ たけひら
村上 武平 昭和27年3月19日生

札幌支部 平成14年4月2日入会
事務所 札幌市中央区北3条西17丁目2番地31 アームズ美術館通
TEL 011-640-5322 FAX 011-611-8997

(コメント)
住宅、不動産、特にマンションの業務に長らく携わって
いました。今後とも、よろしくお願ひします。

さいとう さとし
斎藤 哲 昭和27年8月25日生

札幌支部 平成14年3月1日入会
事務所 札幌市北区北7条西2丁目15番地1 札幌テューエムビル909号室
TEL 011-709-2383 FAX 011-709-2384

(コメント)
札幌支部に入会しました斎藤哲です。
・人の話を良く聴くこと。
・良い人間関係を築くこと。
この2点を目指して頑張ります。宜しくお願ひします。

おだざり りょうじ
小田切 良司 昭和36年2月13日生

札幌支部 平成14年3月1日入会
事務所 札幌市北区あいの里3条5丁目2番7号
TEL 011-778-9418 FAX 011-778-9418

(コメント)
補助者時代の経験を生かし、得意分野である建設業
関係、記帳代行等の業務から、活動の幅を広げて行き
たいと思っております。よろしくお願ひいたします。

さかにわ のりあき
坂庭 範昭 昭和34年9月11日生

札幌支部 平成14年3月1日入会
事務所 札幌市北区後路9条3丁目1番19号
TEL 011-774-0369 FAX 011-774-0369

(コメント)

ひかげ こうじ
日影 恒次 昭和42年2月25日生

札幌支部 平成14年4月2日入会
事務所 札幌市北区北38条西7丁目1番10号
TEL 011-757-8623 FAX 011-757-8623

(コメント)
はじめまして。4月から行政書士登録をしました日
影です。以前、中国で仕事をしました経験を生かし、
外国人の在留手続きや国際業務関係で活躍していき
たいと思います。みなさんよろしくお願ひします。

とりづか かずよし
鳥塚 一喜 昭和38年4月9日生

札幌支部 平成14年4月2日入会
事務所 札幌市白石区平和通8丁目南2番7号 アップルハウス平和通103号
TEL 011-866-0685

(コメント)
はじめまして。諸先輩にご迷惑をおかけしないよう、
精進して参ります。宜しくご指導お願ひ申し上げます。

たつみ けいこ
巽 佳子 昭和41年6月11日生

札幌支部 平成14年4月2日入会
事務所 札幌市白石区菊水1条3丁目2-20
TEL 011-842-4621 FAX 011-842-4621

(コメント)
医療畑から転職してきました。不安もありますが、
喜びと希望もいっぱいです。どうぞよろしくお願ひし
ます。

かわむら えいじ
川村 英二 昭和27年11月25日生

札幌支部 平成14年4月2日入会
事務所 札幌市清田区平岡公園東6丁目4番15号
TEL 011-883-1830

(コメント)

たけの よしなり
竹野 善成 昭和46年4月19日生

札幌支部 平成14年4月2日入会
事務所 札幌市南区川沿5条3丁目2番13号
TEL 011-578-3870 FAX 011-573-0480

(コメント)
この度、入会致しました竹野善成と申します。信頼
関係をモットーに業務に邁進する所存です。御指導、
御鞭撻の程、宜しくお願ひ致します。

あかいし なりかず
赤石 誠一 昭和27年9月18日生

札幌支部 平成14年4月2日入会
事務所 札幌市南区真駒内泉町2丁目1番10-308号 真駒内ロイヤルハイツ308号
TEL 011-582-4775 FAX 011-582-4775

(コメント)
金融機関に長年勤務して得た経験と学生時代から興
味の有った語学を生かして社会貢献が出来たらと思っ
ています。

さいとう ともふみ
齋藤 知史 昭和43年9月28日生

札幌支部 平成14年4月2日入会
事務所 札幌市西区発寒9条13丁目1番2-806号
TEL 011-665-3328 FAX 011-665-3328

(コメント)

はまもと ひとし
濱本 均 昭和33年11月26日生

札幌支部 平成14年3月1日入会
事務所 札幌市手稲区前田3条3丁目7番6号
TEL 011-681-5892 FAX 011-681-5907

(コメント)
趣味はギター演奏です。わからないことばかりなの
でよろしくお願ひいたします。

りょうせ やすき
両瀬 康揮 昭和36年3月12日生

札幌支部 平成14年4月2日入会
事務所 石狩郡当別町太美町26番地49
TEL 01332-6-4157 FAX 01332-6-4157

(コメント)
この4月に登録になりました両瀬と申します。
どうぞ、よろしくお願ひ致します。

さいとう やすゆき
齊藤 泰之 昭和37年12月8日生

札幌支部 平成14年4月2日入会
事務所 千歳市稲穂3丁目1番12号
TEL 0123-24-4660 FAX 0123-24-4660

(コメント)
補助者として行政書士の業務にたずさわってはおり
ましたが、この度開業することになりました。若輩者
ではございますが先輩の諸先生の御指導よろしくおね
がい申し上げます。



かさい つとむ
葛西 功 昭和7年6月7日生
函館支部 平成14年3月1日入会
事務所 函館市昭和4丁目52番3号
TEL 0138-45-5556 FAX 0138-45-5558

(コメント)
3月1日付で登録されました葛西です。日頃の不勉強から行政書士が時代の変革のなかで、大きく変わろうとしていることに十分な認識がなかったのですが、3月16日の全道業務研修会に出席させていただき、盛武連合会長の「改正行政書士法と今後の展望」について懇切な講演を拝聴する機会が得られ、大変勉強になりました。行政書士の仕事については全く未知の世界ですので皆様方のご指導を賜りたくよろしくお願い申し上げます。



まつかわ さとる
松川 悟 昭和25年9月17日生
函館支部 平成14年3月1日入会
事務所 函館市大手町1番7号コーポ陶203
TEL 0138-22-0056 FAX 0138-22-0056

(コメント)
新人のため、まだ勉強中ですが将来、市民の相談相手となるよう頑張りたいと思っています。



いとう けい
伊藤 圭 昭和45年7月21日生
空知支部 平成14年4月2日入会
事務所 滝川市幸町1丁目9番30号
TEL 0125-22-2660 FAX 0125-22-2660

(コメント)
行政書士の代理権が獲得された記念すべき年に、行政書士の一員に加わることができ大変幸せに感じています。今の気持ちをいつまでも忘れずに、日々仕事に励んでいきますので皆さん宜しくお願い致します。



さとう いわお
佐藤 岩夫 昭和22年10月14日生
旭川支部 平成14年4月2日入会
事務所 留萌市見晴町1丁目35番地
TEL 0164-43-3716

(コメント)



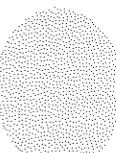
かとう たかあき
加藤 隆明 昭和47年7月6日生
旭川支部 平成14年4月2日入会
事務所 旭川市4条通23丁目118番地の23 エイブロスビル2F
TEL 0166-33-2766 FAX 0166-33-0173

(コメント)
フレキシブルな感性を持ち、時代の変革に沿ったサービスにも対応できる行政書士となれるよう、貪欲に、かつ前向きに努力していきたいと思っています。まだ若輩者ですので、今後ご指導よろしくお願いいたします。



なかみち げんゆう
中道 源雄 昭和10年8月5日生
網走支部 平成14年3月1日入会
事務所 網走郡東藻琴村312番地
TEL 0152-66-2420 FAX 0152-66-2420

(コメント)
身の引き締まる思いをしています。皆様のご指導をお願い致します。



たかさか ようこ
高坂 容子 昭和27年7月3日生
苫小牧支部 平成14年4月2日入会
事務所 苫小牧市春日町3丁目6番8号(本間ビル2F)
TEL 0144-32-1800 FAX 0144-32-1008

(コメント)
この度、行政書士会へ入会させていただき、身の引き締まる思いです。時代の流れが速く、変革の波も、次々と押し寄せてきていますが、流させることなく、乗り越えていける様に、日々、体力を鍛え、知力を養っていききたいと思っています。何卒、諸先輩のご指導よろしくお願い申し上げます。



だいもん ういちろう
大門 宇一郎 昭和18年3月20日生
十勝支部 平成14年3月1日入会
事務所 中川郡本別町北7丁目2番地9
TEL 01562-2-2207 FAX 01562-2-4935

(コメント)



いまい としひろ
今井 俊廣 昭和21年8月31日生
釧路支部 平成14年4月2日入会
事務所 釧路市緑ヶ岡5丁目18番10号
TEL 0154-47-2488 FAX 0154-47-2488

(コメント)
平成13年8月社労士事務所、平成14年4月行政書士事務所を開業。法律実務家として、未熟な私ですが早く先輩会員に追いつけるよう、努めたいと思います。よろしくお願い致します。



コラム2 COLUMN2

北海道行政書士会 名誉会長 佐藤 良雄

「大企業は図体が大きいから方針転換をするための舵を切ってもそんなに簡単に変わることもなんか出来ない…」と、多くの中小企業経営者がおっしゃるが、だからこそ大会社は早く舵を切るのです。自分以外を甘く見たいのは世の常ですが、経営者は他社を軽く見過ぎてはいけません。特に競争相手を軽く見ることは、言語道断です。

大きな企業ほど支店を廃止し、工場を縮小、本社不動産も売却し、組織はもちろん給与体系も見直し、金をかけても人員を削減しているのです。と同時に新規事業部を立ち上げ、投資もしています。さて、そんなダイナミックなことではできないとしても、借入債務を圧縮し長期返済への交渉、金利減免要請、そして営業の再構築や事務のアウトソーシングなど、今やるべきことは星の数。

他人のことなど構ってはいられないはずのクライアントに、行政書士が提案できることも星の数！

本会の主要行事

月日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
3/5	会報編集委員会	15:00~17:00	本会役員室
8	行政書士登録調査委員会	15:00~17:00	本会役員室
9	高度情報化対応委員会	13:30~17:00	本会役員室
12	会報編集委員会	15:00~17:45	本会役員室
16	常任理事会	9:30~12:00	きょうさいサロン
16	全道業務研修会	13:00~16:30	きょうさいサロン
17	理事会	9:30~17:00	札幌市社会福祉総合センター
25	決算予備監査	10:00~17:00	本会役員室
26	決算予備監査	10:00~17:00	本会役員室
30	行政書士制度説明会	13:00~15:00	北農健保会館
4/9	会報編集委員会	15:00~17:00	本会役員室
12	行政書士登録調査委員会	15:00~17:00	本会役員室
19	常任理事会	13:00~17:00	本会役員室
20	理事会	10:00~17:00	札幌市教育文化会館
27	決算監査	10:00~17:00	本会役員室

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

ご 逝 去

前本会理事
去る平成十四年四月七日にて永眠

浜 田 勝 昭

釧路支部 一九六九番

支部業務研修会開催状況

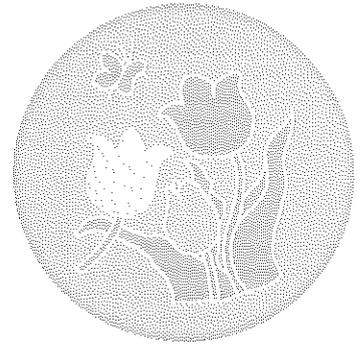
支 部	開催年月日	開 催 場 所	研 修 科 目	講 師	人数
札 幌	H14. 3.30	札幌市 アートホテルズ札幌	・行政書士の代理権の範囲について	千葉大学副学長 多賀谷一照	69
旭 川	H14. 3. 8	旭川市 旭川地方自家用自動車協会	・自動車税グリーン化税制等の内容と平成14年度からの税率について ・自動車税、自動車取得税申告書の様式改正について ・出張封印取付作業代行業務の実施要領について	上川支庁税務部管理課 係 長 板橋 典良 旭川地方自家用自動車協会 次 長 平 修 北海道行政書士会 旭川支部副支部長 榎又 政浩	26
室 蘭	H13.10.27	室蘭市 室蘭市中小企業センター	・特殊車両関連法令と車両	北海道行政書士会 室蘭支部監事 谷口 孝昭	11
	H13.11.24	室蘭市 室蘭市中小企業センター	・特殊車両関連申請書の書き方	北海道行政書士会 室蘭支部監事 谷口 孝昭	7
	H13.12.15	室蘭市 室蘭市中小企業センター	・特殊車両関連「実例による演習」	北海道行政書士会 室蘭支部監事 谷口 孝昭	11
	H14. 2. 9	室蘭市 室蘭市中小企業センター	・特殊車両関連「実例による演習」(2)	北海道行政書士会 室蘭支部監事 谷口 孝昭	9
	H14. 3.25	室蘭市 室蘭市中小企業センター	・小型船舶登録法について	北海道行政書士会 室蘭支部長 河野 秋昭 室蘭支部理事 高橋 国夫 室蘭支部会員 江良二三夫	18
苫小牧	H14. 3.23	苫小牧市 苫小牧高等商業学校	・電子申請の現状と日行連の取組	北海道行政書士会 企画開発部長 佐藤 文則	14
日 高	H13. 8. 4	静内町 日高地方婦人会館	・行政書士と民事関係業務	北海道行政書士会 常任理事 篠原 賢吾	10
	H13. 9. 8	虻田町 洞爺湖保険センター	・21世紀の行政書士像	北海道行政書士会 会 長 佐藤 隆一	7
	H13.10.20	音更町 十勝川グランドホテル・雨宮館	・消費者契約について	北海道行政書士会 日高支部副支部長 山科 幸一	7

各支部の研修会予定

	研 修	予定日	開 催 場 所	テ ー マ	講 師
函館支部	第一回研修会	7月		改正行政書士法の理解と今後の業務の流れ	
	第二回研修会	8月以降		行政書士情報BOXの概要と事務所管理	
空知支部		7月予定	滝川市 三浦華園ホテル	「農地第5条の申請例」(申請書と添付図面)	空知支部副支部長 計良邦雄先生
		10月予定	奈井江町 奈井江温泉	「民法関係」	札幌支部長 板垣俊夫先生
旭川支部		6月		改正建設業経営事項審査申請	
		7月		風俗営業許可申請	
		8月		業務書式作成の初歩と応用(ワード・エクセル)	

「新緑の樽前山」

那須火山帯に属する活火山で標高1,041mの頂上には、北海道の天然記念物に指定されている溶岩円頂丘（ドーム）があり、世界的に珍しい三重式活火山として知られ、学術的にも貴重なものとなっています。7合目ヒュッテまで車で行くことができるため、気軽に登山できる山として人気があり、学校登山や市民サークルなどでにぎわう「ふるさとのシンボル」です。7合目から頂上にかけて、タルマイソウ・コケモモ・エゾイソツツジなどの高山植物が20種類以上自生していて、5月から10月にかけて小さな花を咲かせて、登山者の目を楽しませてくれます。



INDEX

目次

ホームページコーナー・電腦行政書士通信	2
Shibu.com ~支部ドットコム~「特集 苫小牧」	3~5
特集 代理権 ~番外編~	6~13
懸賞論文の募集について	13
改正行政書士法第1条の3第2号から見えるもの	14~15
風俗営業許可申請の概要 第2回	16~18
改正行政書士法 研修会報告(北海道行政書士会)	19
全国行政書士出入国事務研修会・交流会のご案内	19
改正行政書士法 研修会報告(札幌支部)	20
函館地方法務局今金出張所の統合廃止	20
会則施行規程の一部改正のお知らせ	20
新入会員	21~22
コラム	22
本会の主要行事・支部業務研修会開催状況	23
各支部の研修会予定	23
忙中閑有	24

2002.5 第250号
平成14年5月25日発行

発行人 佐藤 隆一
編集人 鹿野 ひとみ
編集委員 田中 浩貴
編集委員 西 直人
編集委員 斉藤 秀一
発行所 北海道行政書士会
印刷所 (株)スリーエス印刷

札幌市中央区北1条西7丁目(西向) タキモトビル2階
TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138
郵便番号 060-0001
取引銀行 北海道銀行本店 (当19116)
北洋銀行本店 (普0742651)
北洋銀行札幌南支店 (普0570344)
札幌銀行本店 (普389444)
振替口座 02730-0-8224番

次号の記事の締切は6月30日です。

忙中閑有

もはや4年も前の話である。本職は左サイドバックながら、日本代表では戦術上左アウトサイドに配置されていた相馬がゴール前に大きなクロスを放り込んだ。そのクロスをフォワードの呂比須がヘッドで落とす。そのボールに身体ごと反応したのが同じくフォワードの中山である。日本代表初得点。しかし、あまりにも遅すぎた。もはやそのとき日本代表にとって得点をあげることだけが唯一の目的だったのだ。ワールドカップでの初勝利はあまりにも遠いところに存在していた。

ジャマイカの選手が大きく前方に放り込んだボールをディフェンダーがヘッドでクリアした。しかしその時試合終了のホイッスルが鳴った。三戦全敗、勝ち点ゼロ、1得点5失点。これが日本代表のワールドカップでの今までの戦績である。

あの夏から4年が過ぎた。4年の間に日本代表は着実に力をつけ、闘う集団になりつつある。では、日本代表は決勝トーナメントに進めるのだろうか？FIFAのランキング上は日本の対戦相手はすべて日本より上位にランキングされている。しかし今までワールドカップのホスト国が決勝トーナメントに進めなかった例はない。勝負の世界に絶対はないと思う。勝って欲しい。勝ち続けて欲しい。

スタンドで振られる日の丸が、サポーターが、テレビで観戦している国民が歓喜の涙に濡れるのを見続けていたい。頑張れ！日本代表！

(文責・西 直人)

会員数の概要

(名)

総会員数		前年同月比	前月比
1,348		+ 11	+ 30
男性	1,255		
女性	93		

平成14年4月末日現在